

社会福祉法人睦会

役員報酬及び費用弁償規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人睦会（以下、「役員」という。）の役員の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 本規程で役員とは、理事及び監事をいう。

2 報酬とは、法人と委任関係にある役員の職務執行の対価として支払われるものである。

(理事会及び評議員会等の費用弁償)

第3条 理事が理事会に出席したときは、別表2による費用弁償を支払う。

2 評議員が評議員会に出席したときは、別表2による費用弁償を支払う。

3 理事が理事会以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のために業務にあたった場合は、別表2による費用弁償を支払う。

(役員の業務報酬等)

第4条 理事長及び業務執行理事が理事会以外の日において、法人及び施設の運営のために業務にあたった場合は、別表1による報酬を支払う。

(監事の費用弁償)

第5条 監事が、理事会及び評議員会に出席したときは、別表2による費用弁償を支払う。

2 監事が理事会以外の日において、法人及び施設の指導監査への立会及び運営状況の指導業務に従事したときは、別表2による費用弁償を支払う。

(出張旅費等)

第6条 役員及び評議員が、法人業務のため出張する場合は、旅費規程による日当及び旅費交通費を支給することができる。

(適用除外)

第7条 施設の職員を兼務する役員は、この規程を適用しない。

(改正)

第8条 本規程の改正は、理事会の議決を経なければならない。

附則

(実施期日)

この規程は、令和6年4月1日より適用する。

(旧規程の廃止)

平成29年14月1日より実施の役員報酬及び費用弁償規程は、これを廃止する。

別表1 (報酬)

業務内容	役職名	報酬額
法人の総括、施設の指導監督等	理事長	月額 100,000 円
法人の総括補助、施設の指導監督等	業務執行理事	月額 50,000 円

別表2 (費用弁償)

業務内容	理事	監事	評議員及び評議員選任・解任委員
① 理事会・評議員会の出席 ② 定期監査、臨時監査の出席 ③ 行政機関による監査の立会 ④ その他、理事長が必要と認めた業務	5,500 円	5,500 円	5,500 円